

Client Alert

15 April 2020

本アラートに関する
お問い合わせ先：



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
Kensaku.Takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
Daisuke.Tatsuno@bakermckenzie.com



岡田 次弘
アソシエイト
03 6271 9541
Tsugihiro.Okada@bakermckenzie.com

電気通信事業法改正法案について

2020年2月28日、電気通信事業法改正法案（以下、「本改正法案」という）が国会に提出された。本改正法案の内容には、外国法人等に対する法執行の実効性の強化が含まれ、その内容は電気通信事業を営む外国法人やそのような外国法人の事業運営をサポートする日本法人に影響を与えるものとなっている。

外国法人等に対する電気通信事業法の適用

本改正法案における最も重要な変更点は、外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人（以下、「外国法人等」という）に対する、電気通信事業法の法執行の強化である。

これまで、日本国内に拠点を置かない者には、電気通信事業法は適用されないものと解されてきた。しかし、電気通信事業を営む外国法人等に電気通信事業法が適用されないことにより、日本国内の利用者の保護が十分に図られない、国内外の事業者間で競争上の不公平が生じている等の課題が顕在化したとして、政府は本改正法案で、新たに外国法人等への電気通信事業法の適用を目的とする規制を定めた。もっとも、本改正法案は、外国法人等に対して電気通信事業法が適用されることを明確に定めるという方法はとらず、電気通信事業法が外国法人等に適用されることを前提とした内容を設けることで外国法人等に電気通信事業法が適用されるという帰結を導く内容となっている。

本改正法案が成立し施行された場合、電気通信業を営む外国法人等は、自国の関連規制のみならず、日本の電気通信事業法も遵守する必要が生じることになると解される。

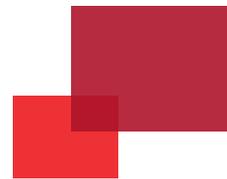
登録・届出義務及び代表者・代理人の設置

現行法上、電気通信事業を営もうとする者は、事前に総務大臣の登録を受け又は総務大臣に届出（登録と届出の違いは、事業者が設置する設備の有無やその規模等による）を行わなくてはならないが、外国法人等もその義務があるのかが明確ではなかった。

本改正法案は、この登録又は届出に関する規定を修正し、外国法人等による登録又は届出の内容を新たに規定した。具体的には、電気通信事業を営もうとする外国法人等は、当該登録又は届出の際、日本国内における代表者又は日本国内における代理人（以下、「国内代表者等」という）を定めなければならないこととされる。これにより、外国法人等に登録又は届出の義務があることが明確化され、また、日本国内における代表者等の設置の義務が電気通信事業法に新設されたことになる。

電気通信事業法の既存の義務の適用

現行法上、電気通信事業法に基づく登録又は届出を行った事業者には通信の秘密の保護や総務大臣への一定の事項の報告義務などが課される。このこと



は、本改正法案でも変わらない。そのため、本改正法案により電気通信事業を営むために登録又は届出を行った外国法人等にも、それらの電気通信事業法の既存の義務が課されることとなる。

電気通信事業者に課されうる義務の内容は多岐にわたり、また、提供される電気通信事業の内容に応じて変わるが、外国法人等にも適用されることとなると見込まれる主要な義務としては以下のようなものがある。

- 電気通信事業者の取扱中にかかる通信の秘密を守る義務
- 利用者の公平を守る義務
- 登録又は届出事項の変更についての登録又は届出義務
- 事業の休廃止又は法人の解散の報告義務
- 天災等の事情から電気通信業務の一部を停止した場合又は電気通信業務に関する重大な事故が生じた場合における監督官庁への報告義務
- 総務大臣の報告徴収又は検査に応じる義務

また、現行法上、総務大臣は、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務改善命令を出すことが可能だが、本改正法案の下で登録又は届出を行った外国法人等も、この業務改善命令の対象となりえる。

義務違反者公表制度の新設

本改正法案は、電気通信事業法に基づく規律の外国法人等に対する実効性を強化することを目的に、義務違反者を公表する制度を新設する。具体的には、総務大臣は、電気通信事業法上の義務に違反した電気通信事業者の氏名又は名称その他の必要な事項を公表することが可能となる。

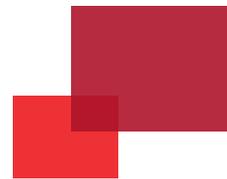
なお、この公表制度は、外国法人等に対する電気通信事業法に基づく規律の実効性を強化することを目的とするものと説明されているが、その適用対象は外国法人等に限られておらず、日本国内の事業者もかかる公表制度の対象となる。

事業者への影響

外国法人等であっても、電気通信事業を提供する場合には、電気通信事業法に定める登録又は届出が必要となり、また、登録又は届出を行った事業者は通信の秘密の保護や総務省への報告義務などの義務を負うことになる。

電気通信事業法上、登録又は届出を要する電気通信事業は幅広く、例えば、ウェブサイトやアプリにおいてユーザー間の通信を可能とするサービスの提供は、通常、少なくとも届出を必要とする電気通信事業に該当する。本改正法案が成立し施行された場合には、外国法人等であることは登録又は届出を要しない理由とはならないため、関連する事業を行っている事業者は、本改正法案により登録又は届出の必要が生じるかどうかの確認が必要である。本改正法案によって、新たに届出が必要となる外国法人等の数は少なくないと見込まれる。

また、そのような外国法人等が登録又は届出を行う場合、日本国内にある子会社等がその国内代表者等となることが多いと予想されるが、国内代表者等は総務大臣の業務改善命令やその他の重要な連絡を受ける窓口となることが見込まれるため、日本国内にある子会社等は、電気通信事業について外国法人等と緊密に連携を取れる体制を構築・維持することが重要となる。



電気通信事業法上の義務に違反した外国法人等に対する罰則の執行可能性については不透明な部分もあるものの、少なくとも業務改善命令や氏名等の公表の対象となるということからも、電気通信事業を提供する外国法人等及びその国内の関連会社は、電気通信事業法の遵守により一層の留意が必要となる。